

豊後大野市食育推進イメージキャラクター「なばっピー」着ぐるみ等貸出要綱

(目的)

第1条 豊後大野市食育推進イメージキャラクター「なばっピー」着ぐるみ等（以下「着ぐるみ等」という。）の貸し出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出機関)

第2条 着ぐるみ等の貸し出しは、豊後大野市市民生活課が行う。

(借受機関)

第3条 借受できる機関は以下のとおりとする。

- (1) 市が認める公的機関、団体
- (2) 市が後援、共催する行事等の主催者
- (3) その他、貸出機関が適当と認める団体

(貸出物品)

第4条 貸し出すことのできる物品は、別表に掲げる物品とする。

(貸出方法)

第5条 貸出方法は以下のとおりとする。

(1) 着ぐるみ等の借り受けを希望する者（以下「借受希望者」という。）は、借受申請書（様式第1号）を担当課に提出するものとする。

(2) 貸出機関は、前項による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、借受希望者に対して着ぐるみ等を貸し出すものとする。なお、同一時期に複数の申し込みがあった場合は先着順とする。

ア 豊後大野市の品位を傷つけ、または傷つけるおそれのあるとき。

イ 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。

ウ 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。

エ 特定の個人、政党、宗教団体等を支援または公認しているような誤解を与え、または与えるおそれのあるとき。

オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき。

カ 着ぐるみ等を営利目的で使用するおそれのあるとき。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用するとき。

ク その他、貸出機関が着ぐるみ等の使用について不適当であると認めるとき。

(3) 貸し出しを受ける者（以下「借受者」という。）は、貸出機関から着ぐるみ等を直接受け取ることを原則とする。なお、使用後は責任を持って速やかに返却するものとする。

(4) 貸し出しに伴う搬出及び搬入は借受者が行うものとする。

(5) 着ぐるみの貸し出しは、1行事につき1回とする。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は、原則として1週間以内とする。

(貸出料)

第7条 貸出料は、無料とする。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 申請した行事のみに使用すること。

(2) 貸出機関を遵守すること。

(3) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。

(4) 着ぐるみの使用について、別紙の注意事項を遵守して取り扱うこと。

(損害賠償)

第9条 借受者の不注意により着ぐるみ等を破損・汚損した場合は、借受者は修繕費用等を負担するものとする。

(貸出機関の責任)

第10条 着ぐるみの使用により借受者が受けた被害、または借受者が第三者に与えた損害に対しては、貸出機関は一切その責めを負わない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(適用期日)

この要綱は、平成26年11月10日より適用する。

附 則

(適用期日)

この要綱は、令和5年8月1日より適用する。

別 表

1 貸出物品

物 品 名	規 格 等	貸出可能数量
「なばっピー」 着ぐるみ	本体（頭部・胴体部）、ズボン、手袋、靴、着用者頭部カバー	1 基

2 貸出機関の連絡先

機 関 名	住 所	電 話 番 号
豊後大野市市民生活課	豊後大野市三重町市場 1 2 0 0 番地 豊後大野市役所内	0 9 7 4 - 2 2 - 1 0 0 7

**豊後大野市イメージキャラクター「なばっピー」着ぐるみ
着用に関する注意事項**

- 1 着用の際は、素肌が直接触れないように、長袖、長ズボン等を着用すること。
- 2 着ぐるみの中は、かなり暑くなるため、十分な暑さ対策をすること。
- 3 当日の会場、天候及び体調等を十分に考慮し、無理のない着用をすること。
- 4 雨天時は、屋外で使用しないこと。
- 5 着ぐるみ着用時は、マスコットのイメージを保つため、声を出さないこと。また、公衆の面前での着脱は行わないこと。
なお、着用者は身長 **160cm** 以下のものとする。
- 6 着ぐるみを着用すると視界が狭くなるので、安全対策のため、必ず補助者をつけること。
- 7 返却時には、消臭スプレーを持参すること。
- 8 本体が型くずれしないよう、置き方には十分に注意すること。
- 9 借受者は、第三者に転貸してはならない。
- 9 上記のほか、別紙取扱説明書を確認の上、厳守すること。

別 紙

なばっピー着ぐるみ取扱説明書

1 パーツリスト

頭部・胴体部・ズボン・手袋・靴

2 着用の仕方

- 1) インナーに黒の長袖 T シャツ、スパッツ等を必ず着用してください。
(薄い色のインナーは外から見えることがあります)
着用者頭部カバーをかぶる。
- 2) ズボンをはく。
- 3) 胴体部を着て肩ベルトを調節してください。体の位置は手を通して腕を伸ばした状態がベストです。
手袋は胴体部に取付けることができます。
- 4) 靴をはく。
靴下を必ず着用してください。
- 5) 頭部をかぶる。
頭部は両肩で支えるようになります。

※着用時には必ず2名以上でサポートするようにしてください。

3 使用後の管理

○頭部・胴体部・ズボン・手袋

- ・風通しの良い場所で陰干しをしてください。
- ・内部にアルコール系の消臭剤などを軽く吹き付けてください。
- ・乾燥機やドライヤーなどは使用しないでください。

○靴

- ・汗などの余分な水分は乾拭きし、風通しの良い場所で陰干しをしてください。

4 その他

頭部は比較的柔らかい素材（発泡スチロール）でできていますので、衝撃を加えると壊れたり、へこんだりすることがあります。十分注意してください。

様式第1号（第5条関係）

課長	参事	補佐	係長	係 員	受付者

令和 年 月 日

豊後大野市市民生活課長 様

借受者 住所

氏名

電話番号

着　　ぐ　　る　　み　　等　　借　　受　　申　　請　　書

豊後大野市食育推進イメージキャラクター「なばっピー」着ぐるみを使用したいので、下記のとおり申請します。

なお、着ぐるみの使用については、豊後大野市食育推進イメージキャラクター「な
ばっピー」着ぐるみ等貸出要綱を遵守します。

目 的	
使用場所	住所及び施設名
貸出期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 返却予定日 令和 年 月 日
借受物品	なばっピー一式
使用状況 公表の可否	可 ・ 否
備 考	